

倉敷市建設工事総合評価競争入札 ガイドライン

1 はじめに

公共工事は、市民生活の基盤となる社会資本を整備するものであり、その品質を確保することは、現在及び将来の世代にわたり、豊かな市民生活の実現及びその安全の確保をはじめとする地域社会の形成に大きく寄与するものであります。

一方、公共工事については、公共投資が減少している中で価格競争が激化し、低価格での受注が発生するなど公共工事の品質の低下に関する懸念が起きています。

このような状況を受け、公共工事の品質確保を目的に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が平成17年4月1日に施行されました。この法律の基本理念では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないとされています。

これらを踏まえ、本市においては、価格と品質が総合的に優れた調達を行うため、総合評価落札方式を実施しています。

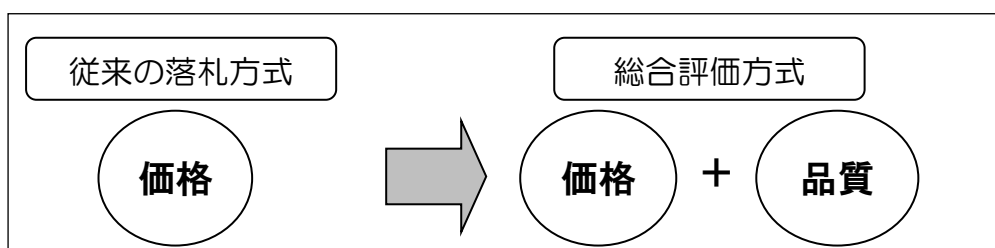
このガイドラインは、本市における総合評価競争入札に関する基本的事項を示すものです。

2 総合評価方式の概要

総合評価方式とは、価格だけで落札者を決定していた従来の落札方式とは異なり、品質を高めるための技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価して落札者を決定する新しい落札方式のことです。

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高いものを落札者とするにより、予定価格の範囲内で最も品質の良い施工業者を選定します。総合評価方式においては、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や、同種工事の施工実績、工事成績等が評価の対象となります。

この総合評価方式により、価格と品質が総合的に優れた業者が選定され、優良な社会資本整備を行うことができるほか、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者の育成に貢献することができると考えられます。



3 総合評価方式の対象となる建設工事

設計金額2億円以上となる建設工事については総合評価方式での入札とします。

4 総合評価のタイプ

総合評価方式には、工事の規模や難易度（技術的な工夫の余地）により次のタイプがあります。

① 特別簡易型

技術的な工夫の余地が特に小さい工事で、同種工事の経験・成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

② 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、簡易な施工計画、同種工事の経験・成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

③ 標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、環境の維持や交通の確保、特別な安全対策等といった施工上の技術提案と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

④ 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事で、③に加え、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等の技術提案と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

5 評価項目、評価基準等の設定

個々の工事の内容や総合評価のタイプに応じ、評価項目、評価基準等を設定し、入札公告により公表します。

特別簡易型の場合は、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の体制などを評価項目とします。

6 落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した評価値が最も高いものを落札候補者とし、入札参加資格を確認した後、落札決定します。

(1) 評価値の算出方法

$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ \text{技術評価点} &= \text{標準点} + \text{加算点} \end{aligned}$
--

・標準点は100点とします。

- ・加算点は、10点から30点の範囲とし、評価項目及び評価基準に基づき付与します。
- ・入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格とします。

(2) 落札候補者の決定

- ① 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定します。
- ② 技術資料の全部又は一部を提出しなかった者及び技術資料に不備があり適正な評価ができない者は入札を無効とし、評価を行いません。
- ③ 予定価格2億円以上の工事においては、同一年度内に予定価格2億円以上の工事を3件落札している者は落札候補者になることはできません。

(3) 落札決定

落札候補者の入札参加資格を確認した後、落札決定します。

ただし、落札候補者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合には低入札価格調査を行います。

7 低入札価格調査

総合評価方式の適用対象工事については、地方自治法施行令の規定により最低制限価格の設定が認められていません。このため、総合評価方式においては、低入札価格調査制度を適用します。

本市の低入札価格調査制度においては、落札候補者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合に調査を行います。ただし、失格基準価格を下回った者は失格とし、その者に対する調査は行いません。

(1) 低入札価格調査基準価格

低入札価格調査を行う基準となる価格（低入札価格調査基準価格）の算定方法は次のとおりです。

① 低入札価格調査基準価格の算定方法

ア 次の計算式にそれぞれの数値を代入します。

予定価格(税抜き)×低入札価格調査基準率

イ 算出された価格の1,000円未満を切り捨てた価格が低入札価格調査基準価格(税抜き)です。

ウ 上記に消費税等相当額を加えた価格が低入札価格調査基準価格(税込み)です。

低入札価格調査基準価格(税込み) = 低入札価格調査基準価格(税抜き) × 110 / 100

② 低入札価格調査基準率の算定方法

ア 次の計算式に設計上のそれぞれの経費を代入します。

(直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.68)

÷工事価格

イ 計算結果の小数点第3位以下を切り捨てます。

(例) 0.93333... ⇨ 0.93

ウ その結果を低入札価格調査基準率としますが、0.77を下回った場合は0.77に、0.92を上回った場合は0.92とします。

(例) 0.93 ⇨ 0.92

(2) 失格基準価格

下回った者は失格となる価格（失格基準価格）の算定方法は次のとおりです。

① 失格基準価格の算定方法

ア 次の計算式にそれぞれの数値を代入します。

予定価格(税抜き)×失格基準率

イ 算出された価格の1,000円未満を切り捨てた価格が失格基準価格(税抜き)です。

ウ 上記に消費税等相当額を加えた価格が失格基準価格(税込み)です。

失格基準価格(税込み) = 失格基準価格(税抜き) × 110 / 100

② 失格基準率の算定方法

ア 次の計算式に設計上のそれぞれの経費を代入します。

(直接工事費×0.92+共通仮設費×0.85+現場管理費×0.85+一般管理費×0.63)

÷工事価格

イ 計算結果の小数点第3位以下を切り捨てます。

(例) 0.71666... ⇨ 0.71

ウ その結果を失格基準率としますが、0.77を下回った場合は0.77に、0.92を上回った場合は0.92とします。

(例) 0.71 ⇨ 0.77

(3) 低入札価格調査基準価格を下回った価格で契約した場合の特約事項

落札候補者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回ったうえで、低入札価格調査の結果落札決定となった者に対しては、契約に当たって次の特約事項を適用します。

① 契約保証額を、請負代金額の3割以上とします。

② 違約金の額を、請負代金額の3割とします。

③ 監理技術者は専任とし、監理技術者補佐をそれぞれの工事に専任で配置することによる他工事との兼任（建設業法第26条第3項ただし書き）を認めません。

8 総合評価に関する事項の公表

手続きの透明性・公正性を確保するため、落札者の決定後、落札結果とともに評価結果を入札情報公開システム上で公表します。

9 総合評価落札方式の手続きの流れ

本市の総合評価方式による入札・契約手続きは基本的に次のように行います。

